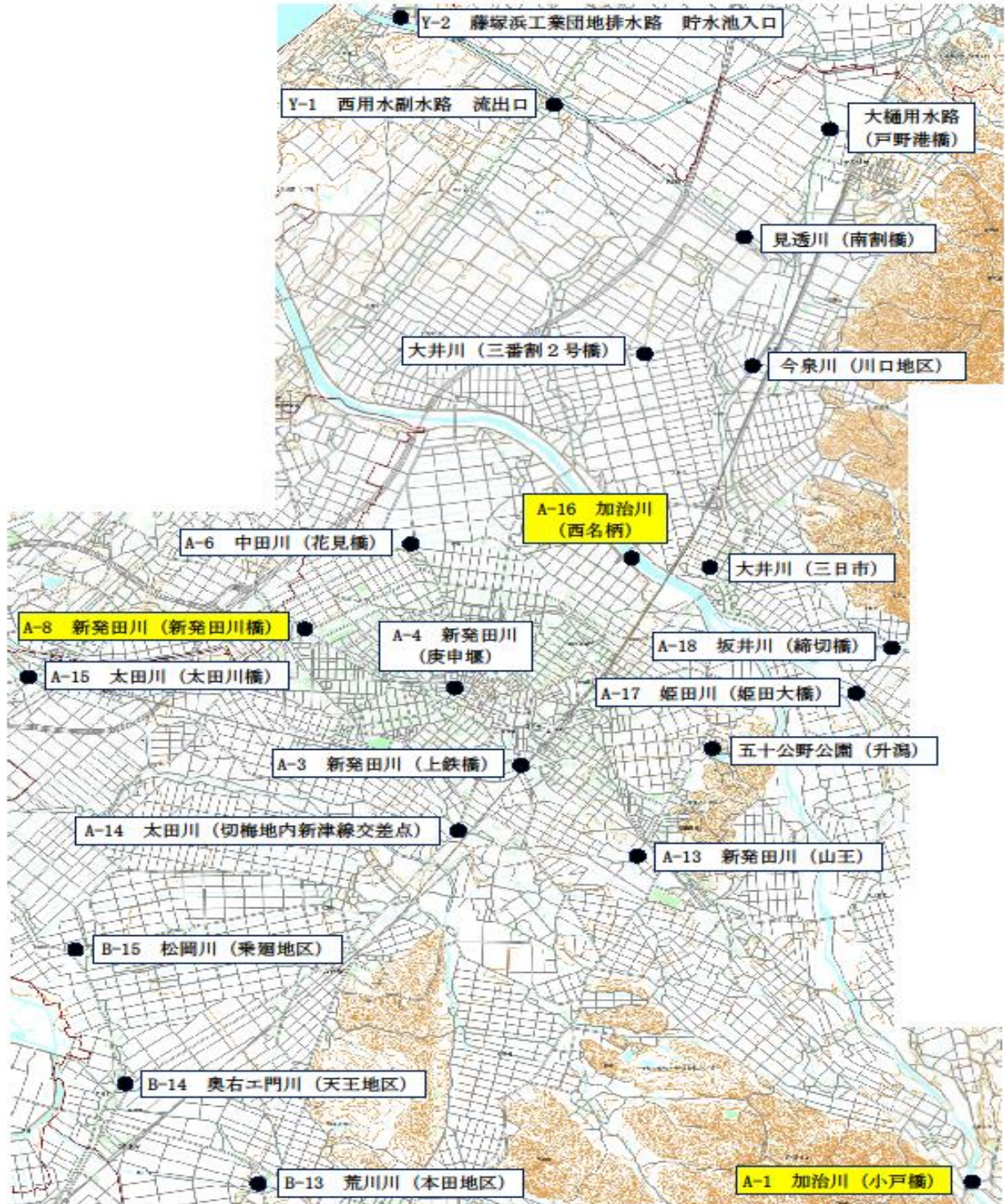


資料

■補足資料

中小河川水質調査地点（BOD75%値、DO平均値、SS平均値）

毎月1回、年12回の水質検査を実施し、年間を通じた水質を把握しています。



(1) BOD75%値の推移（第2章3節2項）

BOD（生物化学的酸素要求量）（Biochemical Oxygen Demand）

河川などの水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機物又はガス化するとき消費される酸素量をmg/ℓで表したものの。

※ 河川の水質の程度を評価する場合は、「75%値」を用いて評価します。

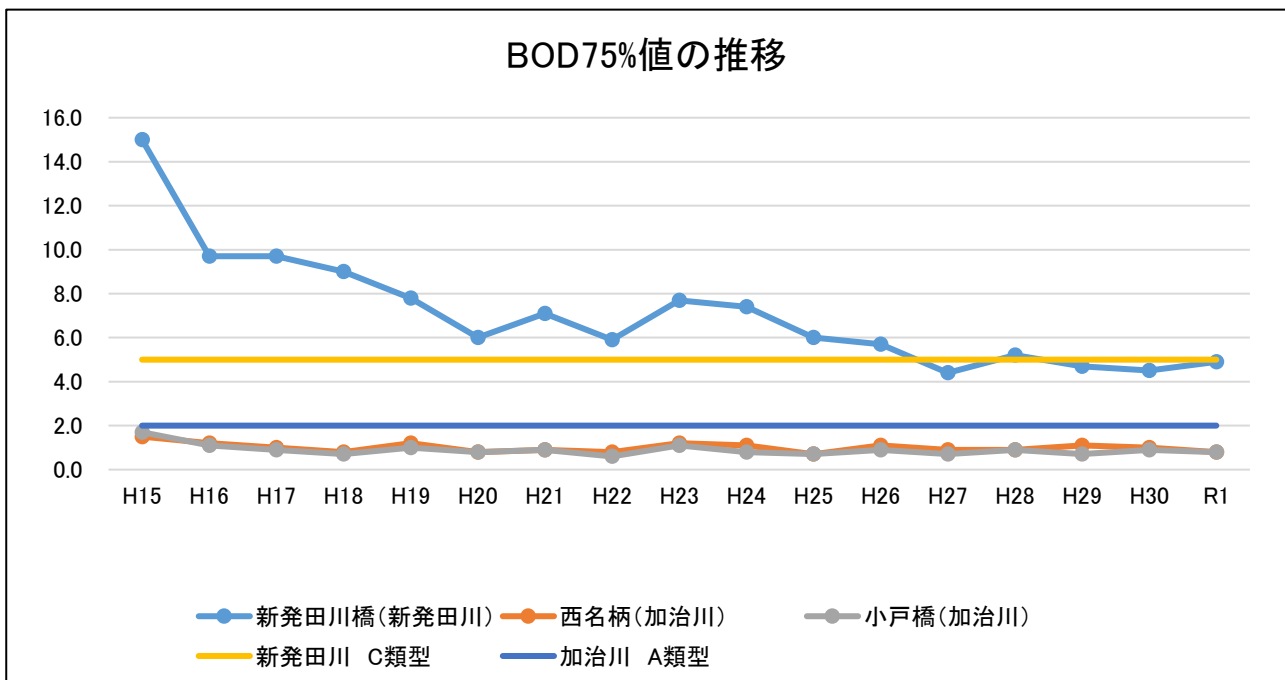
※ 数値が低いほど、水中の有機物の量が少なくきれいな河川です。

単位：mg/ℓ

調査地点	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新発田川橋 (新発田川)	15.0	9.7	9.7	9.0	7.8	6.0	7.1	5.9	7.7
西名柄(加治川)	1.5	1.2	1.0	0.8	1.2	0.8	0.9	0.8	1.2
小戸橋(加治川)	1.7	1.1	0.9	0.7	1.0	0.8	0.9	0.6	1.1

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新発田川橋 (新発田川)	7.4	6.0	5.7	4.4	5.2	4.7	4.5	4.9
西名柄(加治川)	1.1	0.7	1.1	0.9	0.9	1.1	1.0	0.8
小戸橋(加治川)	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8

※環境基準…新発田川（住吉橋より下流）は、C類型（5mg/ℓ以下）、
加治川は、A類型（2mg/ℓ以下）



(2) DO値の推移 (第2章3節2項)

DO値 (Dissolved Oxygen、溶存酸素量)

水中に溶解している酸素ガスの量のこと。DOが減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなります。また、魚介類などが窒息死することもあります。

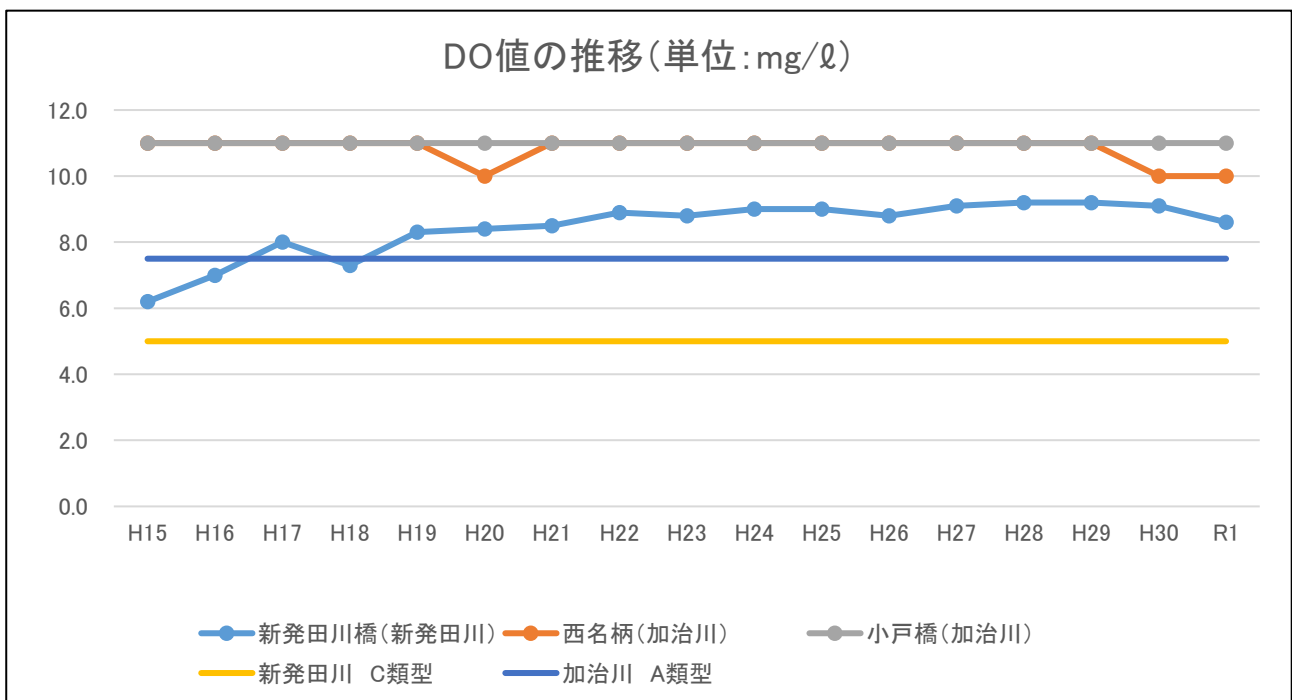
※ 数値が大きいほど良好な水質です。

単位 : mg/ℓ

調査地点	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新発田川橋 (新発田川)	6.2	7.0	8.0	7.3	8.3	8.4	8.5	8.9	8.8
西名柄 (加治川)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	11.0	11.0	11.0
小戸橋 (加治川)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新発田川橋 (新発田川)	9.0	9.0	8.8	9.1	9.2	9.2	9.1	8.6
西名柄 (加治川)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0
小戸橋 (加治川)	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0

※環境基準…新発田川 (住吉橋より下流) は、C類型 (5mg/ℓ以上)、
加治川は、A類型 (7.5mg/ℓ以上)



(3) SS値の推移 (第2章3節2項)

SS値 (Suspended Solid: 浮遊粒子状物質)

水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質の量のこと。SSには粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれる。

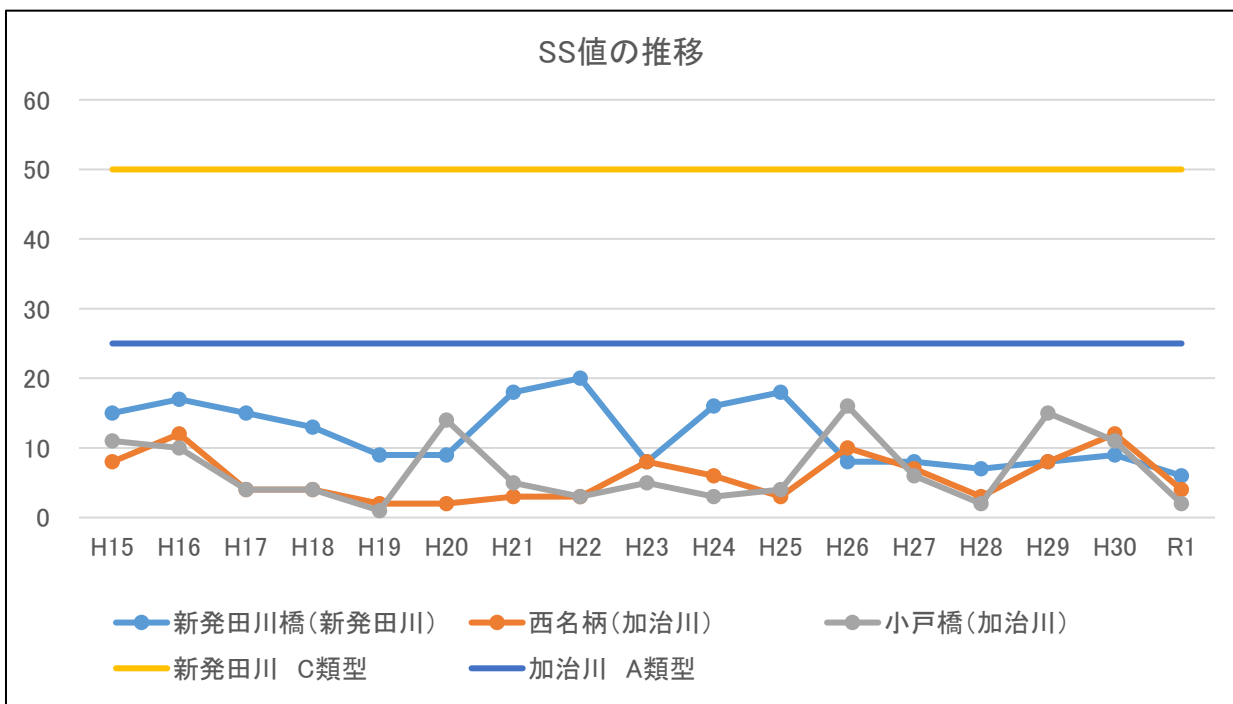
※ 数値が小さいほど、水の透明度などが高まります。

単位 : mg/ℓ

調査地点	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新発田川橋 (新発田川)	15	17	15	13	9	9	18	20	8
西名柄 (加治川)	8	12	4	4	2	2	3	3	8
小戸橋 (加治川)	11	10	4	4	1	14	5	3	5

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新発田川橋 (新発田川)	16	18	8	8	7	8	9	6
西名柄 (加治川)	6	3	10	7	3	8	12	4
小戸橋 (加治川)	3	4	16	6	2	15	11	2

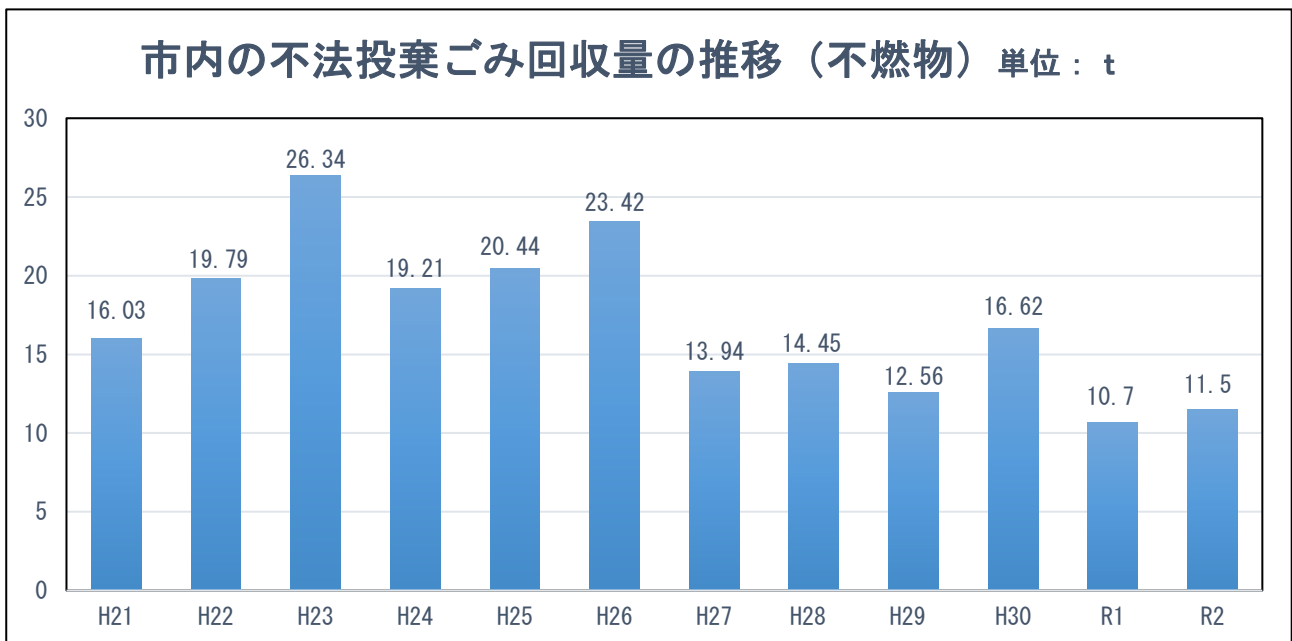
※環境基準…新発田川 (住吉橋より下流) は、C類型 (50mg/ℓ以下)、
加治川は、A類型 (25mg/ℓ以下)



(4) 市内の不法投棄ごみ回収量の推移（不燃物）（第2章2節2項）

単位：t

不法投棄ごみ	H21	H22	H23	H24	H25	H26
回収量（不燃物）	16.03	19.79	26.34	19.21	20.44	23.42
不法投棄ごみ	H27	H28	H29	H30	R1	R2
回収量（不燃物）	13.94	14.45	12.56	16.62	10.7	11.5



出典：環境衛生課調べ

(5) これまでの報告書における表現の変化 (第2章4節2項)

JCCCA

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化

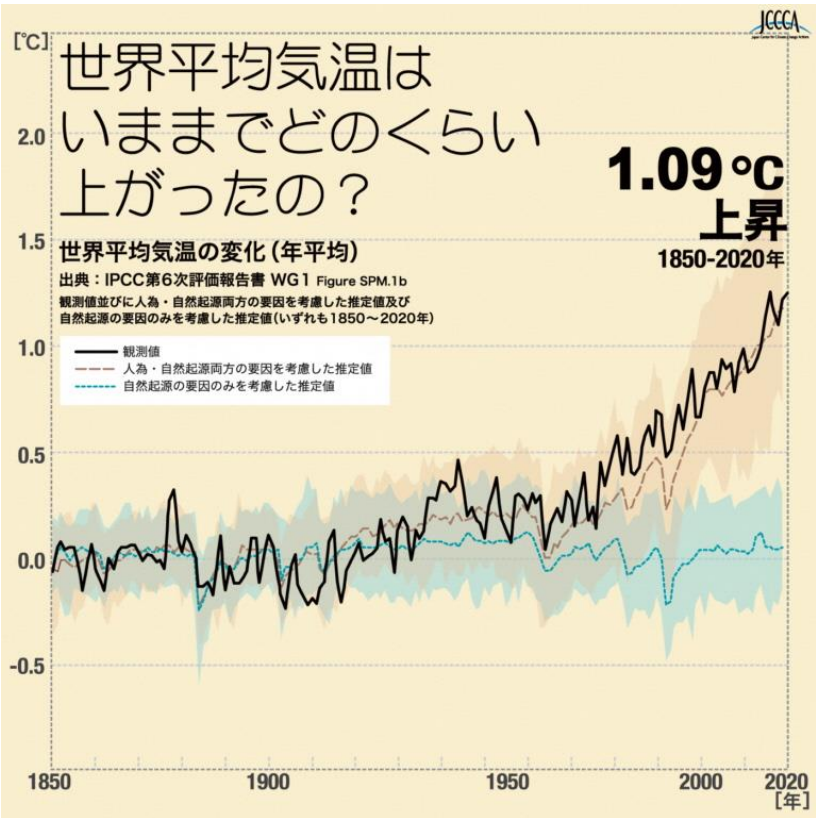
第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995	1995年	「影響が全世界の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が世界の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには 疑う余地がない。

出典: IPCC第6次評価報告書

出典: IPCC 第6次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センター

(6) 世界の地上気温の経年変化 (第2章4節2項)



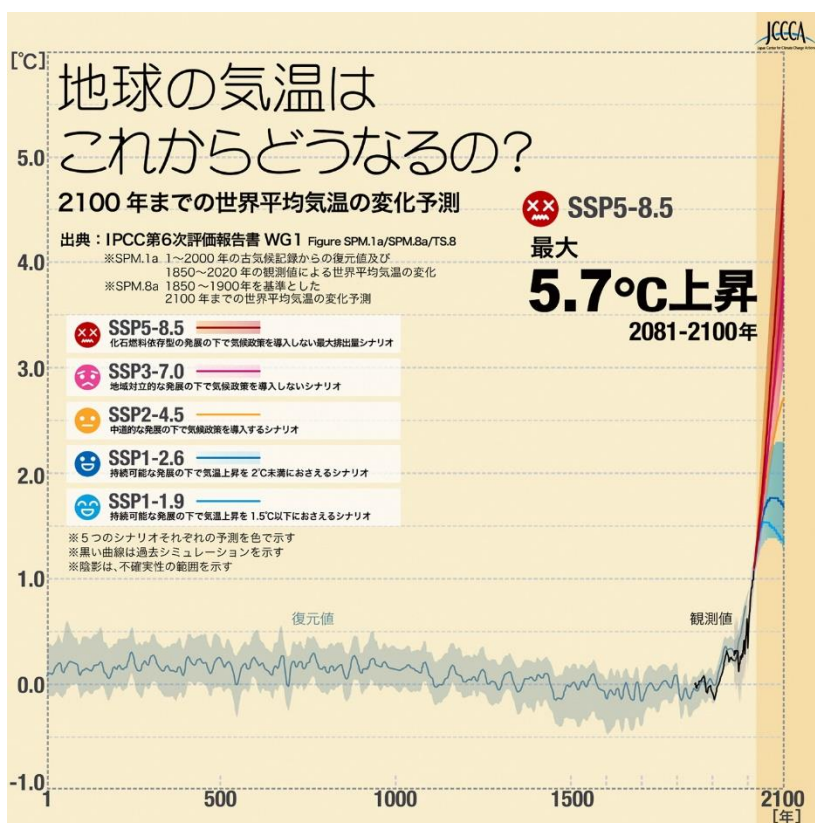
黄色: 英国気象庁による解析データ (HadCRUT4)

オレンジ: 米国航空宇宙局ゴダード宇宙科学研究所による解析データ (MLOST)

出典: IPCC 第6次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センター

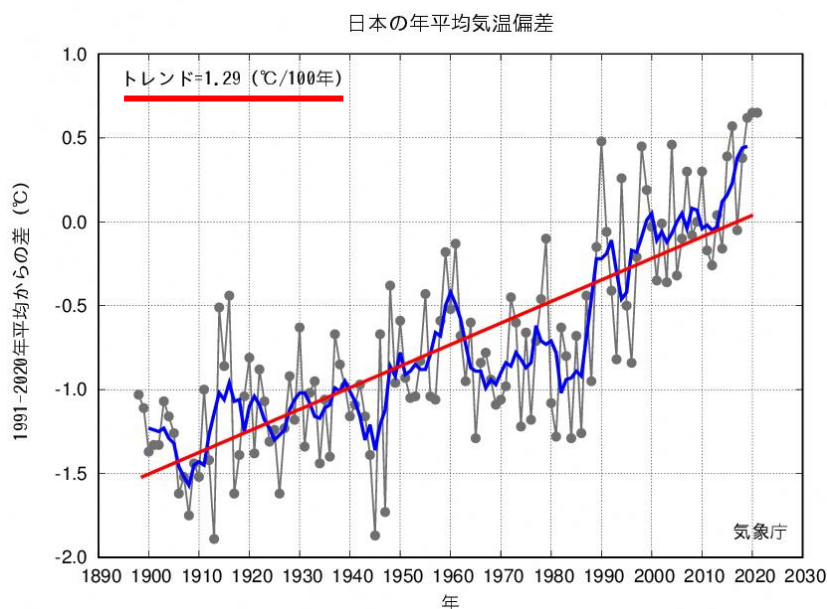
(7) 地球の気温はこれからどうなるの？ (第2章4節2項)



出典：IPCC第6次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センター

(8) 日本の平均気温の偏差 (第2章4節2項)



黒線：各年の平均気温の基準値からの偏差

青線：偏差の5年移動平均値

赤線：長期的な変化傾向

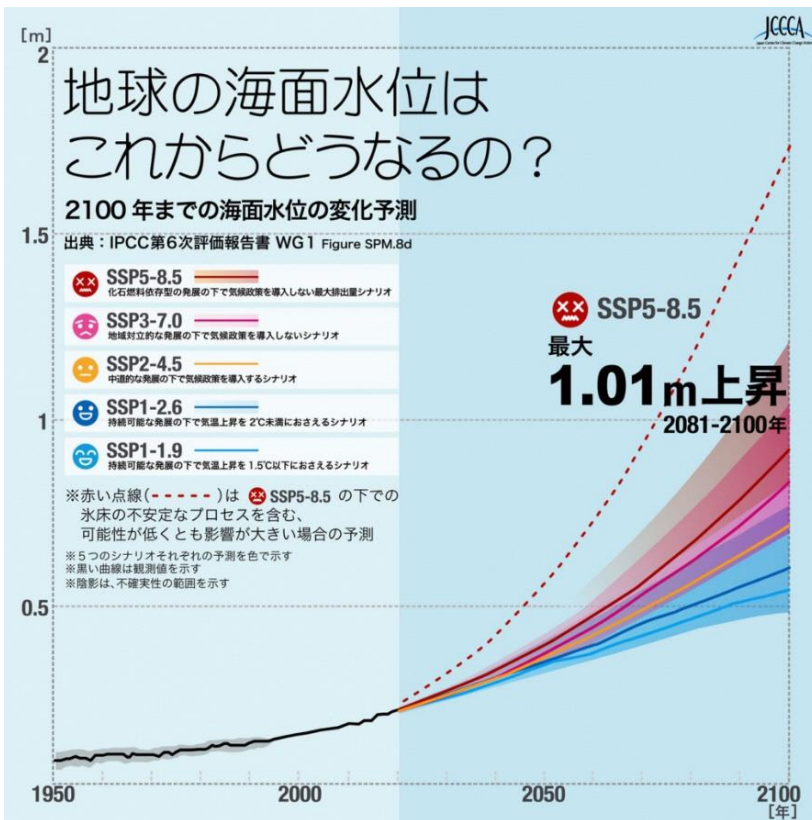
※基準値は1991~2020年の30年平均値

出典：気象庁ホームページより

(1898年から2021年)

「日本の年平均気温偏差」

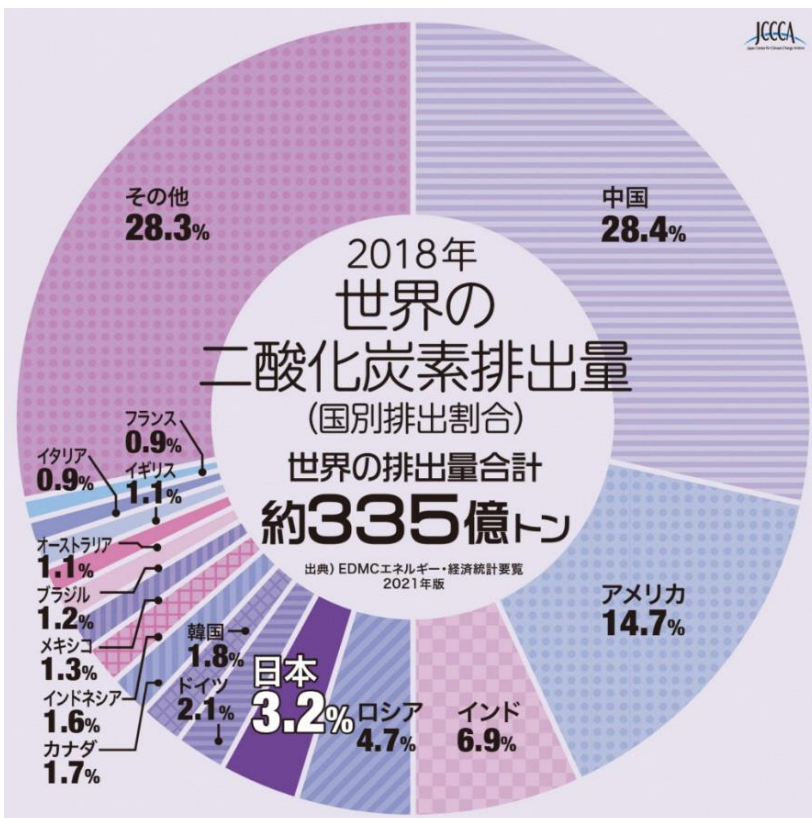
(9) 2100年までの海面水位の変化予測 (第2章4節2項)



赤：温室効果ガス排出量が最大の場合
 青：温室効果ガス排出量が最も低い場合

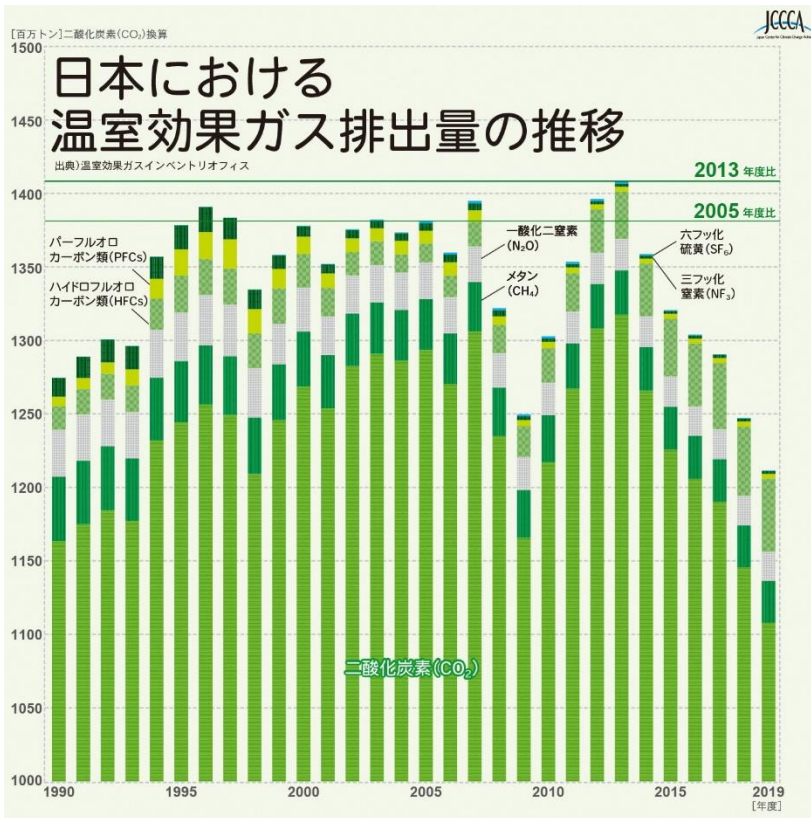
出典：IPCC 第6次評価報告書
 全国地球温暖化防止活動推進センター

(10) 世界の二酸化炭素排出量(2018年) (第2章4節2項)



出典：IPCC 第6次評価報告書
 全国地球温暖化防止活動推進センター

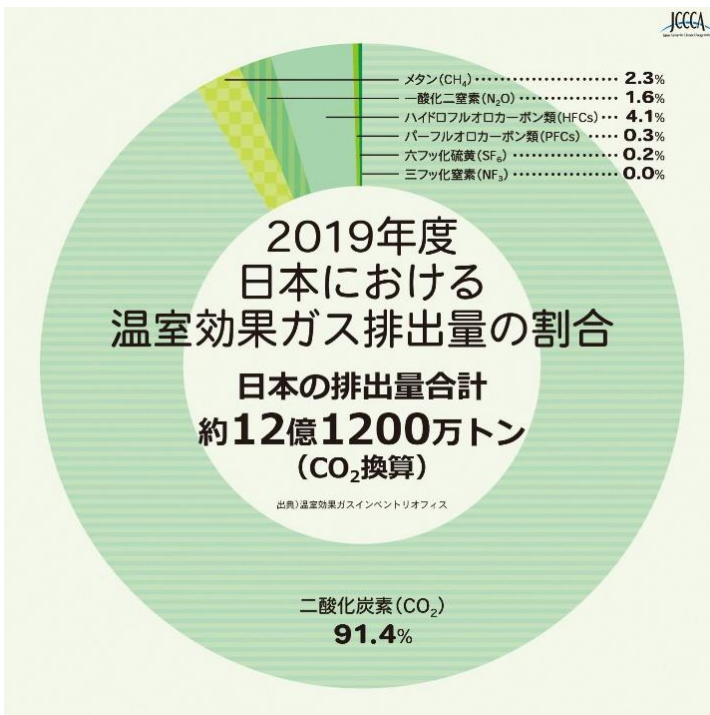
(11) 日本における温室効果ガス排出量の推移



出典：IPCC 第 6 次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センター

(12) 日本における温室効果ガス排出量の割合 (2019 年度)



出典：IPCC 第 6 次評価報告書

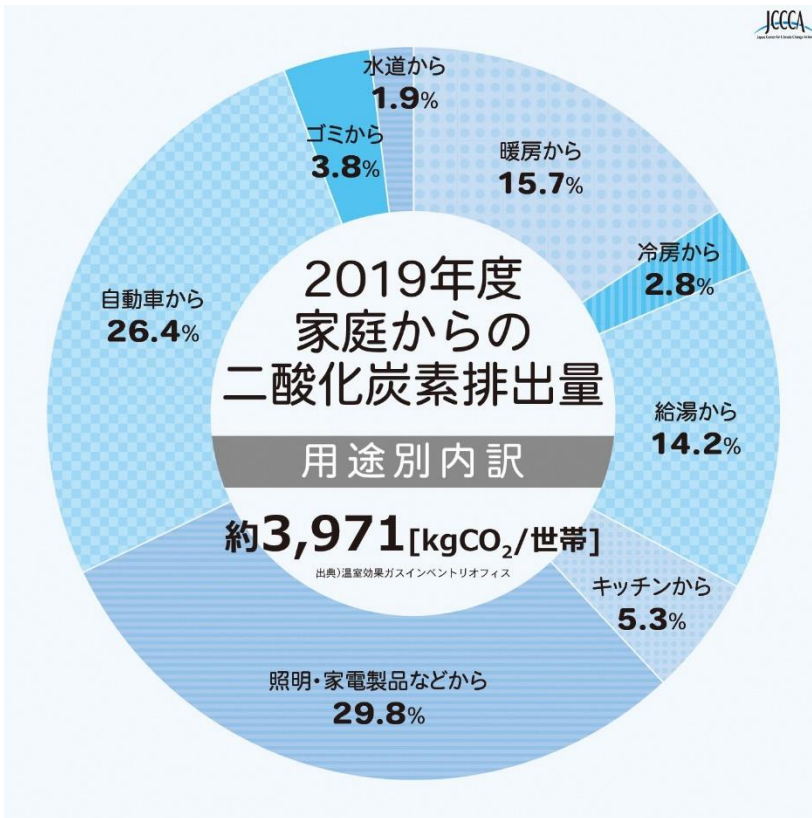
全国地球温暖化防止活動推進センター

日本の削減目標【平成 25 年度 (2013 年) 比】：【令和 12 年度 (2030 年)】▲46%

【令和 22 年度 (2050 年)】実質ゼロ

※平成 25 年度 (2013 年) 温室効果ガス排出量：14 億 800 万 t - CO₂

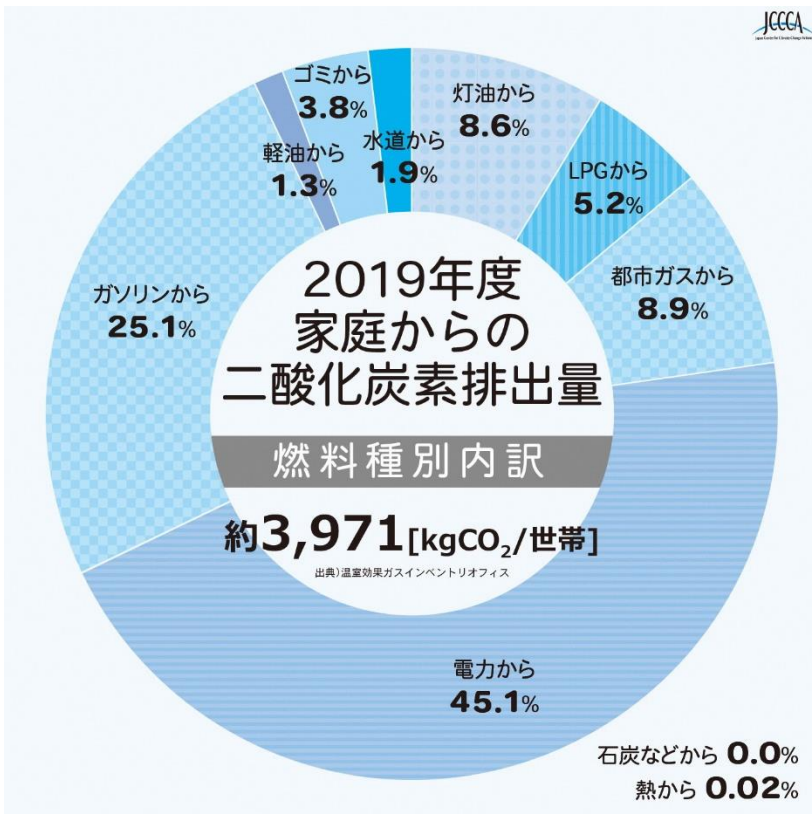
(13) 家庭からの二酸化炭素排出量【用途別内訳】(2019年度)



出典：IPCC 第6次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センター

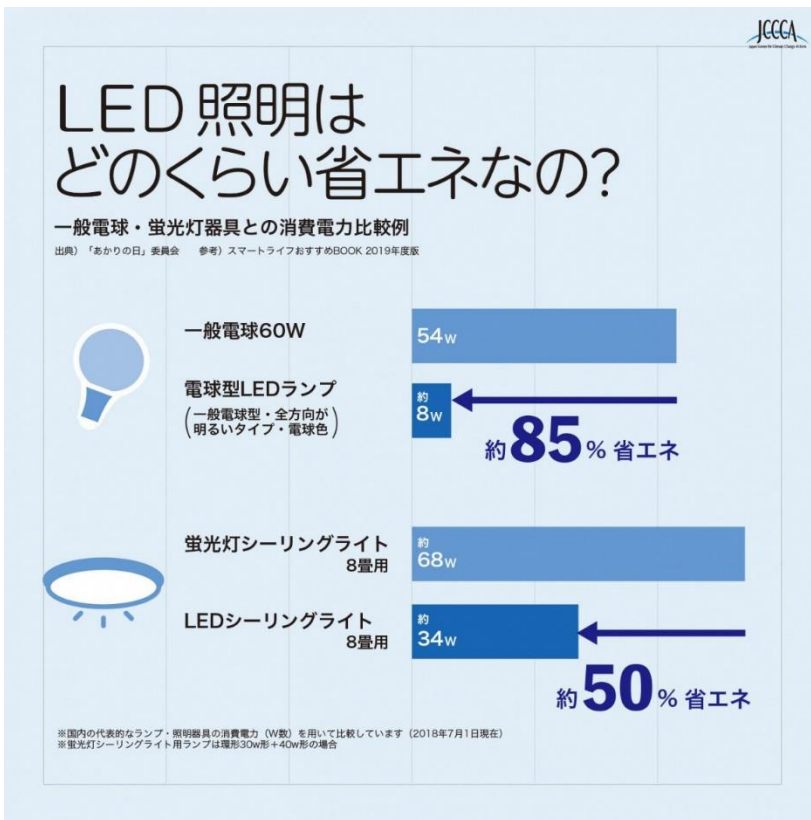
(14) 家庭からの二酸化炭素排出量【燃料種別内訳】(2019年度)



出典：IPCC 第6次評価報告書

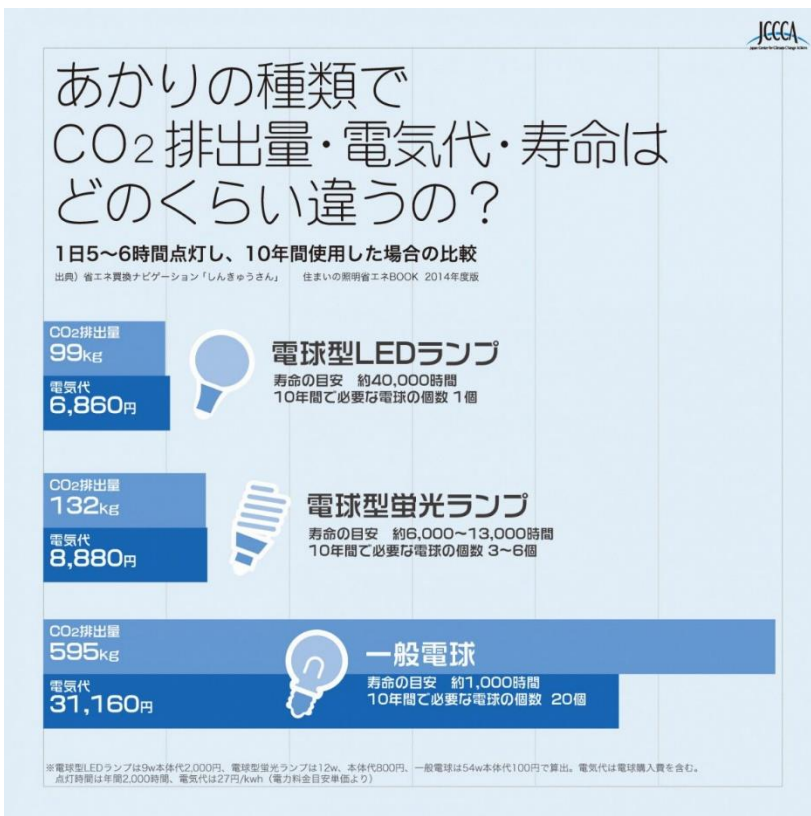
全国地球温暖化防止活動推進センター

(15) LED照明はどのくらい省エネなの？



出典：全国地球温暖化防止活動
 推進センター

(16) あかりの種類でCO2排出量・電気代・寿命はどのくらい違うの？



出典：全国地球温暖化防止活動
 推進センター

■新発田市環境基本計画策定体制

新発田市環境審議会（令和4年1月1日～令和5年12月31日）

会長：米田 和広

副会長：佐藤 恭子

区分	氏名	所属等
学識経験者	房 文慧	敬和学園大学 教授
	堀江 和也	新潟職業能力開発短期大学校 講師
各種団体等	斎藤 弥寿夫	新発田市食品工業団地協同組合 日東アリマン株式会社 代表取締役社長
	佐藤 恭子	特定非営利活動法人 ユー&ミーの会 理事長
	篠田 令子	特定非営利活動法人 加治川ネット 21 理事長
	高橋 京子	新発田市商工会議所女性会 会長
	本間 紀夫	新発田市自治会連合会 理事
	米田 和広	公益財団法人 新潟県環境保全事業団 新潟県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	和田 秀男	新発田川を愛する会 会長
行政機関	廣田 由紀	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター環境課 課長
	山口 誠	新発田地域広域事務組合事務局 局次長・業務課長

敬称略、区分別五十音順

5 新発田市環境基本条例

平成13年3月14日

条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本施策
 - 第1節 施策の基本方針（第7条）
 - 第2節 環境基本計画（第8条・第9条）
 - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条—第20条）
- 第3章 環境審議会（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 自然と人間との共生を基本とし、自然とのふれあい及び生態系の確保が図られるように、森林、農地、水辺空間等の自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図り、環境への負荷を低減し、かつ、地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ新発田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等）

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動への支援）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境状況の把握等）

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集及び調査並びに監視及び観測の体制の整備に努めるものとする。

（情報の提供）

第19条 市は、環境の保全に資するため、新発田市情報公開条例（平成10年新発田市条例第35号）に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（地球環境保全の推進）

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献する施策を講ずるように努めるものとする。

第3章 環境審議会

第21条 市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新発田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(新発田市公害防止条例の一部改正)

2 新発田市公害防止条例(昭和48年新発田市条例第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(新発田市自然環境保全条例の一部改正)

3 新発田市自然環境保全条例(昭和49年新発田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(新発田市緑化推進条例の一部改正)

4 新発田市緑化推進条例(昭和49年新発田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

■環境基準

環境基準は、環境基本法第16条に規定する「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているもので、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境基準が定められています。

環境基準等一覧

(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19変更)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下
項目	ベンゼン	セレン	硫酸性窒素及び亜硫酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジチオキサ	
基準値	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下	

備考

1 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。(以下、省略)

イ 生活環境の保全に関する基準

(ア) 河川 (湖沼を除く。)

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)

(以下、省略)

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 II

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

BODと魚の生息状況

BOD	適用
1mg/L 以下 きれい	山岳部で見られるような河川 自然景勝
2mg/L 以下	ヤマメ、イワナ等が生息
3mg/L 以下	サケ、アユが生息
4mg/L 以下	コイ、フナが生息
5mg/L 以下	農業用水として使用
6mg/L 以下 汚い	不快を感じない程度

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 II

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表Ⅲ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(ウ) 海域

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考						
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						
2 省略						

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 II

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

表Ⅲ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下 (R4.4.1変更)	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下

(4) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

騒音の目安

騒音レベル		騒音の目安
70 デシベル	うるさい	幹線道路周辺（昼間） バスの車内 新幹線の車内
60 デシベル		デパートの店内、普通の会話 走行中の自動車内
55 デシベル		役所の窓口 書店の店内
50 デシベル		エアコンの室外機 静かな事務所
45 デシベル		霊園（昼間）、町の戸建住宅（昼間） 図書館の館内
40 デシベル	静か	深夜の郊外住宅地 山村の田畑

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
備考	
1～2 省略	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	

(6) ダイオキシン類による大気汚染等に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3～4 省略

■用語の解説

ア 行

アイドリングストップ

地球温暖化防止や燃料の節約のために、駐・停車時に自動車のエンジンをいったん切ること。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織のこと。

魚沼層群

新生代第四紀前期更新世(164~78万年前)の地層に相当する新潟県標準層序の一つである。主に魚沼丘陵から東頸城丘陵にかけて広く分布するとともに、越後平野の地下及び周辺にも広がっている。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」掲げられた、令和12(2030)年に向けた先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標。「6 水」「12 持続可能な生産・消費」、「13 気候変動」、「15 生態系・森林」、「17 パートナーシップ」などの17の目標(ゴール)と、169のターゲットからなる。

17の目標や169のターゲットは、相互に関係しており、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出し、複数の課題を統合的に解決することを目指すという特徴をもっている。

SS値 (Suspended Solid : 浮遊粒子状物質)

水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質の量のこと。SSには粘土鉱物に由来する微粒子や、動植物プランクトン及びその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれる。

SSPシナリオ

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第6次評価報告書で将来の気候変動の予測の基礎として使用されている人為的影響のシナリオのこと。

シナリオは、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路(SSP)シナリオと放射強制力を組み合わせ、5つが主に使用され、SSP_{x-y}(xは5種のSSP(1:持続可能、2:中道、3:地域対立、4:格差、5:化石燃料依存)、yはRCPシナリオと同様に2100年頃のおおよその放射強制力(単位はW/m²)を表す)と表記されている。

NPO (Non-profit Organization)

非営利組織のこと。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称をいう。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から 20～25km の下部成層圏にある層をいう。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどが、下部成層圏で 200～220nm の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物 (ClO_x) がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に極地上空のオゾン濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

1997 年の第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が、2011 年の第 17 回会議 (COP17) では第二約束期間において NF₃ が、削減対象の温室効果ガスと定められている。

カ行

カーボンニュートラル・脱炭素社会

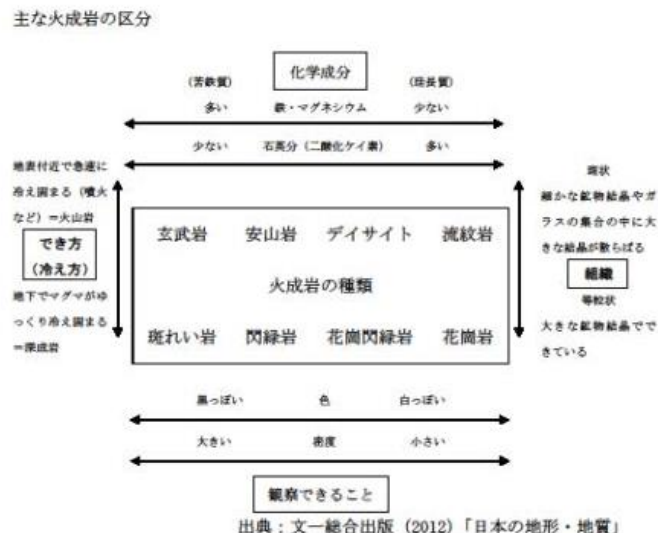
温室効果ガスの排出を極力抑えつつ、出てしまった分は同じ量を吸収・除去することで、排出量を実質的にゼロにすることを目指す。これを実現する社会を「脱炭素社会」と呼んでいる。

花崗岩

火成岩のうち、石英を含む中粒～粗粒の深成岩 (珪長質粗粒完晶質火成岩) のこと。一般的に極めて硬いが、風化してマサ土と呼ばれる砂に変化する。長石類・石英のほか、黒雲母などの有色鉱物が見られ、御影石などと呼ばれて石材に利用されている。

火成岩

下図のとおり



褐色森林土

温帯湿潤地方の広葉樹林下に広く生成している土壌

環境基準

環境基本法第 16 条に規定する「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。政府の行政上の目標として、大気・水質・土壌・騒音について定められている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのあるものをいう。

気候変動枠組条約締結国会議(COP)

1992年の地球環境サミットで採択された「国連気候変動枠組条約」の加盟国により構成される会議のこと。温室効果ガス排出防止策等を協議する。

丘陵

小起伏の低山性の山地のこと。

近隣騒音

深夜営業騒音や拡声器騒音及びピアノ、クーラー、ペットの鳴き声等の生活に伴う騒音のこと。

グライ土

常に地下水面が地表近くにある低湿な沖積地の土壌。常に地下水で飽和された土層では、酸素が欠乏するとともに、微生物活動によっていろいろの物質が酸化態から還元態に変わる。

クリーンエネルギー車

走行時の排出ガスが既存のガソリン車やディーゼル車よりも少ない、または全くでない環境にやさしい自動車のこと。

電気自動車（EV）、プラグインハイブリット車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などがある。

※プラグインハイブリット車（PHV）

家庭用コンセントなどの外部電力で充電することができるハイブリッド車のこと。

※燃料電池自動車（FCV）

搭載する燃料電池によって発電した電気を用い電動モーターを動力源として走行する自動車のこと。水素と酸素の化学反応によって発電するため排出されるのは水のみである。

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品・サービスなどを率先して購入・調達すること。

頁岩

堆積岩の一種。1/16（0.0625）mm以下の粒子（泥）が水中で水平に堆積したものが脱水・固結してできた岩石のうち、堆積面に沿って薄く層状に割れやすい性質があるもの。

黒雲母

鉄分の多い雲母。花崗岩などに含まれる黒くはがれやすい鉱物である。

黒ボク土

主として火山灰を母材とし、良好な排水条件における母材の風化と平行して有機物が集積したことによる黒い表層をもつ土壌のこと。

公害防止協定

地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するために、事業者が取るべき措置を交互の合意形成により取り決めたもの。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。人の健康に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。

公共下水道

主として市街地における生活排水や工場排水を集め、下水道処理場で処理するために市町村が整備する下水道のこと。二つ以上の市町村の汚水をまとめて処理する流域下水道とは区別される。

国際自然保護連合（IUCN）

自然環境の保全、自然資源の持続的な利用の実現のため、政策提言、啓発活動、自然保護団体への支援を行うことを目的に、1948年に設立された国際的な自然保護の連合体である。

国際連合食糧農業機関（FAO）

全ての人々が栄養ある安全な食べ物を手に入れ、健康的な生活を送ることができる世界を目指して設立された国際連合の専門機関である。

固結度

固まりの程度

サ行

最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋め立てなどにより処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つに分けられる。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等といった自然界に存在する環境や資源を利用するエネルギーのこと。環境にやさしく、化石燃料と違い枯渇する心配が無いエネルギーである。

砂丘未熟土

主として砂丘地、及び旧海岸線沿いの砂堆、砂州、並びに砂嘴などの高地ないし微高地に分布する砂質の土壌

里山

人間生活に不可欠な燃料、あるいは農業生産に必要な落ち葉や腐植のような有機肥料を得るために、自然林の破壊によって人為的に形成され、維持管理されてきた人里周辺の林地のこと。

砂礫

砂と礫

三角州

枝分かれした2本以上の河川（分流）と海で囲まれた三角形に近い地形のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物のこと。これらは事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように、適正に処理することが義務付けられている。

酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれて、pH（水素イオン濃度）5.6以下となった酸性の雨のこと。原因物質の排出源としては、工場や自動車からの排出ガスなどが挙げられる。

山地

地殻の突起部といい、総括的な意味をもつものこと。

山脈

特に顕著な脈状をなす山地のこと。

COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

湖沼などの汚れの度合いを示す数値であり、水中の有機物などの汚染源となる物質を過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するとき消費される酸素量（mg/L）で表したもの。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多い。

ジクロロエチレン（Dichloroethylene）

有機塩素系化合物の1種で、1,1-ジクロロエチレンとシス-1,2-ジクロロエチレンがある。1,1-ジクロロエチレンは無色透明の重い液体で、酸化されやすく酸素と反応して過酸化物を生成する。塩化ビニルと塩素から生産され、ほとんどが塩化ビニリデン樹脂の製造材料として消費されている。シス-1,2-ジクロロエチレンもほぼ同様の性状を有しているが、生産量はわずかで、溶剤と染料抽出剤として使用されている。

自然公園

すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進のため、区域を定めて指定される公園のこと。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

自然環境保全地域

新潟県自然環境保全条例に基づき、すぐれた自然環境を保全するために指定された地域のこと。

指定文化財

文化財のうち、法令（「文化財保護法」及び県・市条例）の指定を受け保護されているもの。有形文化財、無形文化財、民族文化財及び記念物に区分されている。

新エネルギー

一般に、石油等の化石燃料に変わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーのこと。太陽光や風力及び雪等の「再生可能（自然）エネルギー」、廃棄物発電等の「リサイクル型エネルギー」、天然ガスコージェネレーションやクリーンエネルギー自動車などの環境への負荷を抑えながら従来型資源の有効活用を図る「従来型エネルギーの新利用形態」の三つに大別される。

親水施設

水に親しむことのできる施設のこと。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園の整備をはじめ、魚類や昆虫などと共存を目指した取組も含まれる。

浸透ます

主に市街地において雨水を集め、地下に浸透させることを目的として設置される「ます」のこと。側溝や暗渠により集められた雨水をフィルターを通して浸透させる構造となっている。

水利権

特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）を達成するために必要な限度において、流水（河川、湖沼等）を排他的、継続的に使用する権利のこと。

生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水のこと。生活排水のうち、し尿を除くものを生活雑排水という。

生態系

生物（植物、動物、微生物）の群集と、これらを取り巻く非生物的な環境（土壌、水、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体と説明されている。

製品プラスチック

ポリバケツ、洗面器、ボールペンなど、プラスチックでできている商品のこと。包装、緩衝材など、ほかの商品を保護するためのプラスチック（容器包装プラスチック）以外のプラスチック類のこと。

生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す言葉で、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の三つのレベルの多様性により捉えられる。したがって、生物多様性の保全とは、さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

世界森林資源評価

国際連合食糧農業機関が5年ごとに行う世界の森林資源の推計評価のこと。

赤色土

主として高温多雨の亜熱帯・熱帯に分布する、鉄・アルミニウムの酸化物が多く赤みの強い土壌のこと。土地はやせている。

絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生生物種のこと。新潟県カテゴリー定義（2001:「レッドデータブックにいがた」）において、Ⅰ類とⅡ類に区分されており、その基本概念は以下のとおりとされている。

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

節理

地質学的成因による岩石・岩盤中の明瞭かつ平滑な割れ目のこと。

ZEB ゼブ (Net Zero Energy Building)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※パッシブ技術

日射遮蔽、昼光利用、自然換気などを利用することで、建物内の環境を快適に維持するために必要なエネルギー量を減らすための技術のこと。

扇状地

河川が形成した谷口を扇頂とする半円錐上の堆積地形のこと。

タ行

堆積岩

風雨でばらばらになった岩石や生物遺骸が重なって固まったもの。

主な堆積岩の区分

種類		堆積岩・火砕岩をつくる物質の種類・粒子のサイズ	
礫岩		礫（2 mm以上の岩石や鉱物のかけら）	
砂岩		砂（0.0625～2 mmの岩石や鉱物のかけら）	
泥岩	シルト岩	泥	シルト（0.0039～0.0625 mmの岩石や鉱物のかけら）
	粘土岩		粘土（0.0039 mm以下の岩石や鉱物のかけら）
火砕岩	凝灰岩	火山灰（2 mm以下の火山噴出物）	
チャート		生物の死がい（石英分の殻をもつ放散虫、珪藻など）	
		科学的に石英分が沈殿したもの	

出典：文一総合出版（2012）「日本の地形・地質」

大腸菌群

大腸菌及び大腸菌に極めてよく似た性質をもつ細菌の総称。一般に人畜の腸管内に生息しているもので、健康な人間の糞便 1g 中に 10 億から 100 億存在するといわれている。このため、微量のし尿によって汚染されても、大腸菌群に極めて鋭敏に検出され、かつ大腸菌群数に変動をきたす。大腸菌群数の検出には MPN 法がよく用いられ、検水 100ml 中の最確数（MPN：Most Probable Number）で表される。

多自然型

生物の生息・生育環境にできる限り配慮し、また、景観も保全して行う工事の方法のこと。

多自然化

その土地の自然が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全し、又は創出する事業の実施のこと。

脱炭素社会

地球温暖化の原因物質とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる社会のこと。

段丘

河川・海・湖などに隣接していて、平坦面と急崖が階段状に配列している地形のこと。

断層破碎帯

断層運動に伴い岩石が機械的に破碎され、不規則な割れ目の集合体をなし、断層角礫や砂などから構成されるある幅をもった帯のこと。未固結又は半固結の断層内物質を含んでいる。

地球温暖化

太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー（赤外線）が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいう。

地球環境問題

環境問題の被害、影響が国境を越え、ひいては地球規模にまで広がること。具体的には次に掲げるものが挙げられる。

主な地球環境問題：オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯雨林の減少、砂漠化、発展途上国の公害問題

窒素酸化物（NO_x）

高温でものが燃えるときに発生する窒素の酸化物の総称である。自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し代表的な大気汚染物質である二酸化窒素に変化する。

チャート

硬く緻密な微粒珪質堆積岩の総称

沖積層

地質学的に最も新しい地層で、約2万年前の最終氷期最盛期以降に堆積したもの。

沖積平野

河川の堆積作用で作られ、現在までその作用が続いているような新しい平野のこと。また、河川堆積物に限らず単に沖積層から成る平野という意味で用いられる。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めるとき、環境大臣又は知事が設定するもので、全ての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。

津川層

新生代新第三紀中期中新世（1630～1040万年前）の地層に相当する新潟県標準層序の一つ。中新世に新潟地域に海水が浸入して海成層の堆積が始まる時期の陸成から海成にわたる堆積物である。火山活動が活発な時代であったために、膨大な量の火山岩・凝灰岩が堆積しているが、凝灰岩は変質して緑色となっていることから、この地層は「グリーンタフ」とも呼ばれている。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車などのこと。低公害車の普及は、都市の大気汚染の改善や地球温暖化対策の一つとして期待されている。

DO値（Dissolved Oxygen、溶存酸素量）

水中に溶解している酸素ガスの量のこと。水中における酸素の飽和量は、気圧や水温などに影響されるが、DO 値と水質の関係は、水が清純なほど、その温度における飽和量に近い量が含まれているといえる。

テトラクロロエチレン（Tetrachloroethylene）

ドライクリーニング溶剤、原毛洗浄剤、医薬品、香料、ゴム及び塗料の溶剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっている有機塩素系化合物の一種である。

寺泊層

新生代新第三紀後期中新世（1040～510 万年前）の地層に相当する新潟県標準層序の一つ。主として泥岩優勢の泥岩砂岩互層で深海の海底扇状地層とされる。火山岩類も伴う。

電気自動車（EV）

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用い電動モーターを動力源として走行する自動車のこと。

天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県などが指定したもの。

天然生林

過去において一度も人間による破壊を受けていない森林のことで、原生林あるいは原始林ともいう。国内には厳密な意味での天然生林（原生林）はほとんど存在しないため、一般には極相状態にある森林を天然林（原生林的森林）と呼ぶことが多い。国内では、奥羽山脈に残るブナ林が代表的である。

トリクロロエチレン (Trichloroethylene)

金属部品洗浄、半導体製造工程等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている有機塩素系化合物の一種である。

ナ行

75%値

全データを値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) のデータ値をもって 75% 値とする。($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

七谷層

深海性の泥質岩、硬質頁岩※1 を主体とし、流紋岩・デイサイト質※2 の火山砕屑岩類を挟む地域もある。

※1 堆積岩の一種。0.0625mm 以下の粒子（泥）が水中で水平に堆積したものが脱水・固結してできた岩石のうち、堆積面に沿って薄く層状に割れやすい性質があるもの。

※2 花崗閃緑（かこうせんりょく）岩に相当する化学組成をもつ火山岩。

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭・重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質となる。

二酸化窒素（NO₂）

窒素の酸化物で赤褐色の気体である。代表的な大気汚染物質であり、せき・たんの有症率との関連や高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加が知られている。また、光化学オキシダントの原因物質でもある。

西山層

新生代新第三紀後期鮮新世（340～164 万年前）の地層に相当する新潟県標準層序の一つである。青緑色～灰色の塊状泥岩を主体とし、西山丘陵（東頸城丘陵北部）を模式地とする。

日本海側の気候

冬の西高東低の気圧配置からなる湿気と降雪が特徴である。西側大陸の冷たい風が相対的に暖かい日本海側で温められることで多くの雲を生み、降雨量と降雪量が増える。また、夏季にはこれと逆の気圧配置になることから、晴れた日が多くなり気温が高くなる。

粘板岩

細粒堆積物（泥・火山灰等）が変形運動で剥離性の発達した細粒片状岩のこと。極めて硬く、屋根瓦や記念碑などの石材に用いられる。

農業集落排水施設

農業用水や河川などの水質保全と農村生活環境改善のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設のこと。

ハ行

灰色低地土

沖積低地に分布し、全層あるいはほぼ全層が①灰色の土層からなる、②灰褐色の土層からなる、③次表層が灰色又は灰褐色の土層からなり、下層は腐植質火山灰層からなる、④次表層は灰色又は灰褐色の土層からなり、下層は黒泥層からなる、といった①～④のいずれかの土壌のこと。

ハイブリッド車（HV）

エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載した自動車のこと。排出ガスや燃料消費を抑制することができる。

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月、パリで開催された COP21 で採択された、197 の国連気候変動枠組みの条例加盟国・地域の全てが参加し、令和 2（2020）年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた協定（日本における批准に関する国内手続きは、平成 28 年（2016）年 11 月 8 日に完了）。

工業化前からの気温上昇 2℃より低く抑え、1.5℃未満を努力目標とする。

PM_{2.5}（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している 2.5 μm（1 μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のこと。PM_{2.5} は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

BOD（生物化学的酸素要求量）（Biochemical Oxygen Demand）

河川などの水の汚れ度合いを示す数値であり、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機物又はガス化するときに消費される酸素量を mg/L で表したものの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量も多い。

浮遊粒子状物質（SPN：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の物質のこと。大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称で、①CFC（塩素、フッ素、炭素の化合物で、単にフロンといえはCFCを指す）、②HCFC（水素を含むフロンの代替物質でオゾン破壊係数はCFCより小さい）、③HFC（水素、フッ素、炭素からなるフロンで、塩素、臭素などを含まないためオゾン層破壊には影響しないが、CFC・HCFCと同様、地球温暖化の原因物質となる）がある。

マ行

マイクロプラスチック

直径5ミリメートル以下の小さなプラスチックのこと。海などに流出したマイクロプラスチックを海洋生物が摂取することで、そのプラスチックや付着した有害物質により生物や環境に影響を与えることが心配されている。

マイバッグ

レジ袋の消費量を削減するため、消費者自らが持参する買い物袋等のこと。

ヤ行

容器包装プラスチック

その中身を出したり使ったりした後、不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。プラマークが付けられている。

容器包装リサイクル法

家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的に、平成7年に制定された法律のこと。

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」である。

ラ行

リサイクル（Recycle）

廃棄物を再生利用すること。一般的には、紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの有価物の再生利用、不要品交換などをいう。リサイクルの効用として、資源やエネルギーの節約、ごみの減量化による環境保全、ごみ処理費の節約、経済活動の活性化などが挙げられる。リサイクル率とは、排出されたごみのうち、リサイクルされたごみの割合を示す。

リデュース (Reduce)

廃棄物をリユース・リサイクルする前に発生自体を抑制する手法のこと。原材料の効率的な利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化、環境負荷の高い材料を使用しないことなど、製品の設計・製造段階から流通段階までの配慮が必要となる。

リユース (Reuse)

使用を終えた製品を基本的な形を変えずに他の利用法で用いること。リデュース(廃棄物の発生抑制)とリサイクル(廃棄物の再生利用)の中間に位置している。

稜線

山の峰と峰を結んで続く線、又は尾根のこと。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について「生息状況」や「生息を脅かしている原因」等を取りまとめたレッドリストの解説資料である。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際自然保護連合 (IUCN) が世界レベルで作成している。日本では、環境省などが国内レベルで、都道府県などが地域レベルで作成している。新潟県では、平成 12 年度に作成した。

連峰

峰々が連なる一連の山々の総称のこと。

ローム

シルト及び粘土の含有割合が 25~40% 程度で粘性の高い土壌のこと。

新発田市環境基本計画(第2次)【改定版】

新発田市 環境衛生課
新潟県 新発田市 中央町 3-3-3
電話 0254-28-9120
Mail kankyoush@city.shibata.lg.jp